

大阪公立大学数学研究所特別研究員取扱細則

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪公立大学数学研究所規程第6条第8項に規定する特別研究員について、必要な事項を定める。

(指名)

第2条 特別研究員称号を付与しようとするときは、大阪公立大学数学研究所（以下「研究所」という）規程第4条に定める教職員等が受入教員となり、所定の書類を添えて、研究所長に申請し、大阪公立大学数学研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審議を経て研究所長が指名するものとする。

(任期)

第3条 特別研究員の任期は、次項の通りとする。

- 1 契約期間が満了したとき
- 2 本人からの申し出があったとき

(委託状等の発行)

第4条 特別研究員の指名にあたり、研究所長が必要と認めるときは、指名しようとする特別研究員の委託状又は特別研究員の所属機関への依頼状を発行することができる。

(待遇等)

第5条 特別研究員に対し、特別研究員としての給与その他の給付は行わない。

(施設等の利用)

第6条 特別研究員は、研究所及び研究所長が必要と認める施設を利用することができる。

(事務)

第7条 特別研究員の取り扱いに関する事務は、学術研究支援部研究推進課において行う。

(施行の細目)

第8条 この細則に定めるもののほか、特別研究員の取り扱いに関し必要な事項は、運営委員会において定める。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。